

長崎市ツイッターに関する運用規定

平成24年1月

長崎市広報広聴課

(目的)

- 1 ツイッターが持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市政等に関する様々な情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規定は、長崎市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（平成23年6月10日副市長決裁。以下「ガイドライン」という。）に基づき、職員が職務の一環としてツイッターのアカウントを取得し、情報発信をする際に適用する。

(アカウント登録)

- 3 広報広聴課にツイッター総括担当者を置き、当該総括担当者がアカウント（ユーザー名・名称・パスワード・メールアドレス）の登録及び総括的な事務にあたる。
- 4 ユーザー名及びパスワードは、広報広聴課長が別に定める。
- 5 名称は「長崎市●●課」と所属名を登録するものとする。
- 6 登録するメールアドレスは、長崎市イントラネットで使用する所属の代表アドレスとする。

(情報発信)

- 7 発信を希望する所属が所属単位で発信し、その所属の広報責任者（庶務担当係長をいう。）がその発信の責任を負う。
- 8 広報広聴課長が必要と認める場合は、1所属で複数のアカウントから情報発信できる。

(ユーザー名・パスワードの管理)

- 9 所属に付与されたアカウントのユーザー名・名称は変更してはならない。
- 10 パスワードは部外者に開示してはならない。また、他者のパスワードを利用して発信してはならない。

(意思決定)

- 11 情報発信については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、広報責任者の判断により直接情報発信をできるものとする。

(1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合

(2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(フォローの禁止)

- 12 市のツイッターアカウントには、原則として、他のツイッターアカウントの情報を表示しない。
ただし、公的機関や広報広聴課長及び所属長が、業務上関係が深いと認めるアカウントについては例外とする。

(返信の禁止)

- 13 市のツイッターアカウントに対する意見や反応等については、返信しない。
ただし、第 11 項の各号を満たし、即時かつ正確に回答ができるものについては、所属の広報責任者の判断で、全体に向けて情報発信するものとする。

(リツイートの禁止)

- 14 他のツイッターアカウントが市の関連の情報発信をしている場合も、原則リツイートしない。
ただし、第 12 項においてフォローしているアカウントや公的機関、業務上関係が深いと認めるアカウントからの情報発信については、所属の広報責任者の判断で、例外とすることができる。

(ホームページへの表示)

- 15 広報広聴課は、各所属の情報発信を 1 つにまとめた総合公式アカウントを作成し、ホームページ上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
16 広報広聴課は、ガイドライン及びこの運用規定をホームページ上に掲載するとともに、基本的に市のツイッターアカウントには、他のツイッターアカウントの情報を表示しないことを明示する。

(なりすましへの対応)

- 17 広報広聴課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

- 18 法令及びガイドライン、この運用規定を遵守すること。

(登録の解除等)

- 19 広報広聴課長は法令及びガイドライン、この運用規定に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、アカウントを削除する。

(運用における助言等について)

- 20 広報広聴課が随時助言等を行うものとする。

(協議事項)

- 21 この規定に定めていないものについては、広報広聴課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。